

被服(白衣類等)賃貸借及び洗濯業務委託仕様書

- 1 業務名 京都市立京北病院被服(白衣類等)賃貸借及び洗濯業務委託
- 2 契約期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 契約条件
 - (1) 別紙被服(白衣類等)仕様書のとおり。
 - (2) 当該契約は、長期継続契約とする。
 - (3) 予算が減額された場合等の途中解約
 - ① 地方独立行政法人京都市立病院機構(以下「甲」という。)は、翌年度以降において賃貸借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
 - ② 前項の規定により、甲がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る受託事業者(以下「乙」という。)の取得費用及び付随費用の合計額が、既に甲が乙に対して支払った当該契約に係る金額を上回っていても、乙は、その差額を甲に請求することはできない。
 - ③ 乙は、前項に定めるもののほか、甲がこの契約を更新しなかったために生じた損害の賠償について、甲に請求することはできない。

被服(白衣類等)貸借及び洗濯業務委託仕様書

京都市立京北病院における被服（白衣類等）の貸借及び洗濯業務について、本仕様書により実施するものとする。

1 貸借借物品

貸借借物品の内容は、「別表 被服一覧表」のとおりとし、被服を個人貸与することとする。規定のサイズ以外のものについても、必要に応じて供給するものとする。

なお、被服一覧表に示したメーカー指定品と同等品も可とする。

2 貸与予定組数

「別表 被服一覧表」を参照のこと。

予定数量は保証数ではありません。

3 被服の洗濯

被服の洗濯は、クリーニング業法第3条第3項に定める衛生基準に従い、清潔な白衣類等を供給すること。

血液付着等感染性洗濯物に対応できるものとする。

4 被服の管理

被服には、病院名・個人名・サイズ等を印字プリントした洗濯耐久性を有したラベルを貼り付け、管理を行うこと。

5 集配業務

集配は週1回以上行い、病院への納品仕上げ方法及び納品・回収場所・スケジュール等詳細は京都市立京北病院の指示に従うこと。年末年始については、双方協議のうえ、出来る限り病院業務に支障がないように対応すること。

6 被服の保守

補修(ボタン外れ、ファスナー修理等)や交換(破損、汚れ、サイズ変更等)についても業者負担において対応すること。

7 白衣類等臨時品の対応

依頼があった場合は、看護衣についてマタニティーを準備すること。マタニティーは業者負担で実施すること。

8 請求及び消費税

請求方法は、毎月ごとに締め切り、請求することとする。

金額は、1組当たりの月額料金単価に当該末現在の貸与人数を乗じて算出したものとし、消費税については、毎月別途加算するものとする。ただし、円未満は切り捨てる。

9 その他

この仕様書に定めのない事項が生じた場合、また不明な事項が生じた場合は、京都市立京北病院と協議し、決定することとする。